

第一回國會 厚生委員會會議錄第二十三号

昭和二十二年十月十六日(木曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 小野 孝君
理事 田中 松月君 理事 飯村 泉君
理事 武田 キヨ君 理事 有田 二郎君
太田 典禮君 福田 昌子君
松谷天光君 武藤運十郎君
中嶋 勝一君 降旗 徳弥君
近藤 鶴代君 柳原 亨君
河野 金昇君 野本 品吉君
齋藤 晃君

出席國務大臣

厚生大臣 一松 定吉君
出席政府委員
厚生事務官 米澤 常道君

十月十四日

少年保護事業團體に對する委託補給費増額の請願(磯崎貞彦君紹介)(第八五五號)
戰死者及びその遺族並びに傷痍者等の待遇に關する請願(受田新吉君紹介)(第八五八號)

日本醫藥團體經營の各病院を舊所有者に返還その他に關する請願(中嶋勝一君紹介)(第八六七號)
戰死者及びその遺族並びに傷痍者等の待遇に關する請願外三件(受田新吉君紹介)(第八七一號)

國立療養所入院費惠者負擔反對の請願(竹谷源太郎君紹介)(第八七五號)
恩給増額に關する請願(坪川信三君紹介)(第八七三號)

同(本藤恒松君紹介)(第八八五號)
國立療養所高山班の修理完成促進の

第一類第七号 厚生委員會會議錄 第二十三号 昭和二十二年十月十六日

請願(岡村利右衛門君外一名紹介)(第八八九號)
國立遺傳學研究所設置の請願(西山富佐太君紹介)(第九〇一號)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件
兒童福祉法案(内閣提出)(第三三號)

○小野委員長 これより會議を開きます。
この際お諮りいたしておきたいと思

ひますが、政府に對する質疑も大分進みましたが、きょうくらいで大筋の質疑を終りましたので、できればきょうの午後くらいに協議會を開いて修正に關して御相談申し上げたいと思ひます。

で、本日の質問はできるだけ簡潔にお願いしたいと思ひますから、よろしくお願いいたします。武田キヨ君。

○武田委員 兒童福祉法案は非常にわれわれは期待すると同時に、實施に對してはなお多くの問題が殘されておると思ひます。その問題が、それについて特に大臣から承りたいのは、この法案に母子の問題として取扱つておるの

は、單に妊娠、出産に關連すること、ごさいまして、施設から申ししても母子寮といふものは除いてごさいます。現在の狀態で、殊にわれわれが非常にあらゆる方面で多く問題にぶつかりますのは、子供を抱えた母親、これが寡婦の場合のときに、その生活、同時に子供を育て上げるというところの

ために、あらゆる悪條件のもとにおかれておるのでごさいます。これに關して婦人に對する特別な、これを護る法律というものは今まではないのをごさいます。未亡人、殊に子供を連れて

いられる母子の問題というものを、現在の狀態のままでこのまゝおかれるとは考えられないのをごさいますが、殊にお嬢さんをたくさんもつておいでになります厚生大臣の現實の親心から

つてしても、將來これに對してどういふふうな法律的な、あるいは施設として取扱ひをなさうとお考えになつておられますか、そのお心構えを承りたいと思ひます。

○一松國務大臣 武田委員の母子に對する保護、これらの問題は、今あなた

の言われる通りに、最も重要な社會施設の一つに算えなければならぬ問題でありまして、政府といたしましては特

に兒童福祉法に取上げなくても、生活保護法の規定で十分に保護ができると

は考えて、これに入れることを避けておつたわけでありまして、しかし皆

て、現在の母子寮といふものは、その施設のねらうところは、單に母子の住家と考へられるということが重點になつておると考へられるのをごさいます。し

かし私の考へといたしましては、母子寮は單に宿泊施設のみならず、それに加えて母子保護、はつきり申しますと、子供を抱えた母親の生活の立場と

して、經濟的にも職業的にも、あるいは精神的にも、あらゆる方面から一つの根柢になる施設とならなければなら

ない。そのために私は單に母子寮といふものをここに加えるだけでは、この目的は達せられないのではないかと

思ひます。さらに子供をもつ未亡人に對しての特別な、これを護る法律がここに加えられていいものではないかと思

ひます。政府が修正するというところ

になると、また手續がめんどうですか、あなたの方で適當にお入れくだ

さるようになたか御發案をしていただければ、私の方ではたいへんいいこ

とです。さういふ御承を願ひたい。さういふ御承を願ひたい。さういふ御承を願ひたい。

い。そして十分にこの兒童福祉法においてももちろん保護しよう、生活保護

法における保護は當然のことです。それから、兩々相對してその目的を達成する

ということがなご結構であると思ひます。

○武田委員 この第七條に母子寮を加えなければいけないということ、われわれの最も要望するところのごさいまして、それについてはなお修正の際にまだ取扱われることを存じます。加

えて母子寮を入れるということについて、現在の母子寮といふものは、その施設のねらうところは、單に母子の住家と考へられるということが重點になつておると考へられるのをごさいます。し

かし私の考へといたしましては、母子寮は單に宿泊施設のみならず、それに加えて母子保護、はつきり申しますと、子供を抱えた母親の生活の立場と

して、經濟的にも職業的にも、あるいは精神的にも、あらゆる方面から一つの根柢になる施設とならなければなら

ない。そのために私は單に母子寮といふものをここに加えるだけでは、この目的は達せられないのではないかと

思ひます。さらに子供をもつ未亡人に對しての特別な、これを護る法律がここに加えられていいものではないかと思

ひます。政府が修正するというところ

になると、また手續がめんどうですか、あなたの方で適當にお入れくだ

さるようになたか御發案をしていただければ、私の方ではたいへんいいこ

とです。さういふ御承を願ひたい。さういふ御承を願ひたい。さういふ御承を願ひたい。

い。そして十分にこの兒童福祉法においてももちろん保護しよう、生活保護

法における保護は當然のことです。それから、兩々相對してその目的を達成する

ということがなご結構であると思ひます。

○武田委員 この第七條に母子寮を加えなければいけないということ、われわれの最も要望するところのごさいまして、それについてはなお修正の際にまだ取扱われることを存じます。加

えて母子寮を入れるということについて、現在の母子寮といふものは、その施設のねらうところは、單に母子の住家と考へられるということが重點になつておると考へられるのをごさいます。し

かし私の考へといたしましては、母子寮は單に宿泊施設のみならず、それに加えて母子保護、はつきり申しますと、子供を抱えた母親の生活の立場と

して、經濟的にも職業的にも、あるいは精神的にも、あらゆる方面から一つの根柢になる施設とならなければなら

ない。そのために私は單に母子寮といふものをここに加えるだけでは、この目的は達せられないのではないかと

思ひます。さらに子供をもつ未亡人に對しての特別な、これを護る法律がここに加えられていいものではないかと思

ひます。政府が修正するというところ

になると、また手續がめんどうですか、あなたの方で適當にお入れくだ

さるようになたか御發案をしていただければ、私の方ではたいへんいいこ

とです。さういふ御承を願ひたい。さういふ御承を願ひたい。さういふ御承を願ひたい。

い。そして十分にこの兒童福祉法においてももちろん保護しよう、生活保護

法における保護は當然のことです。それから、兩々相對してその目的を達成する

ということがなご結構であると思ひます。

○武田委員 この第七條に母子寮を加えなければいけないということ、われわれの最も要望するところのごさいまして、それについてはなお修正の際にまだ取扱われることを存じます。加

えて母子寮を入れるということについて、現在の母子寮といふものは、その施設のねらうところは、單に母子の住家と考へられるということが重點になつておると考へられるのをごさいます。し

かし私の考へといたしましては、母子寮は單に宿泊施設のみならず、それに加えて母子保護、はつきり申しますと、子供を抱えた母親の生活の立場と

して、經濟的にも職業的にも、あるいは精神的にも、あらゆる方面から一つの根柢になる施設とならなければなら

とくでありますが、この法案を讀んでみますと、ややもすればそういうことを忘れがちにしてつくられた法案ではないかというような感を受けるのであります。そういう意味におきまして、ただいま武田委員から御質問がありましたように、母子寮の問題なども取上げられていかなければならない問題だと思ひますし、子供の福祉の上においては、何よりもまず母性の保護ということが必要であるし、これを通して兒童というものがいかに多くの恩恵をこうむるか、兒童福祉にはまず母親というものを保護しなければならぬ。それが非常に大きなパーセンテージを占めるということを強調したのでありますして、それに對しましてただいま大臣の御答辯もありましたから、それで満足をいたしますが、さらにもう一つ、ただいまの小學校教育に對しまして、この法案の中には何一つ觸れてないのでございますが、今日行われておりますのがごとき指導方針に對して、大臣におかれては十分と思召すかどうか。在來の日本の教育というものは、子供の知能に對しては非常な關心をもつておりましたが、子供の性行とかあるいは精神的な面に對しましては、關心をもたれる程度が非常に薄いのでありますして、その指導方針に關しましては、はつきりとした目標をもたれてないと思はれるのであります。こういう面に向ひまして今後の學校の教育、學校の先生方にもう少し兒童福祉方面から要求すべき多くの點があるのではないかと思ひます。こういう點に對して一應御考慮願ひたいと思うのであります。

ら受ける感じは、非常に消極的なものを感じるのであります。これに對して積極的な計畫性のものを感じとらないのであります。家のない子供ができ上つたり、不良少年ができ上つたり、あるいはまた悪いくせのある少年ができ上つたりする。それに對しますところのいさ／＼な施設を設けることは當然なのであります。その前にこの未完成な子供を完全に育てるための、子供を間違つた道に踏み入らせないための豫防的措置が必要ではないかと思ふのであります。こういつた意味において、この法案は豫防という面から見ましたならば、非常に薄いものを感じられるのであります。私はこういう意味におきまして、この兒童福祉法案ができる前に承りました本年度の豫算は四千三百萬圓ということでありましたが、こういつた豫算はちろん人件費でありまして、こういつた福祉施設に關しましては關與するものではないと思ひますが、いずれにいたしましても豫算を大々的にとれるわけではありませんから、まずいさ／＼な兒童福祉施設に對しましても、政府におきまして計畫的なものをもつていただきたいと思ふのであります。第一年度にはどういふものを主としてつくる。第二年度にはどういふものを主とする。こういうような計畫的なものをもつていただきたいと思ひます。それに對しまして私は兒童福祉のほんとうの意味に副いまして、まず計畫の最初において著手していただきたいと思ふものは、兒童厚生施設とか、保育所の設備でございますと云ふものを完備していただきたい、かように希望するものであります。

第三番目にこの法案の全部を通じまして感じますことは、やはり肉體の問題に關しまして非常な關心が拂われておると思ふのであります。が、精神的な分野に對しましては、どの程度の考慮が拂われておるかというのを考えます場合に、精神的な分野というものは非常に薄いのではないかと思ふのであります。在來の子供の教育のしかたというものに對しまして、この際再検討を加へるべきものではないかと思ふのであります。子供に克己心を養わせる。生活に對するところの彈力をもたせる。さういふような指導方針をとらなければ、社會環境によりまして、それに左右されまして、兒童がすぐ不良化したり、あるいはまた軟弱な兒童になる可能性が非常に多いのであります。さういふ意味におきまして、兒童の積極的な精神的な教化指導ということに對しまして、肉體の指導教化同様に關心をもつていただきたい。かように希望するものであります。

私は最近「育ちゆく年」という映畫をちよつと見ましたが、それに盛られましたところの映畫の内容は、あるいは映畫通から見ましたならば、大して價値のもののかもしませんけれども、私は兒童福祉法案の角度から見ました場合に、ああいう映畫というものはぜひ日本にも欲しいと思つたのであります。あの中には一人の孤兒の青年を取扱つて、それに對するところの家庭のさまざまの人の性格的なものを描いた映畫なのでございますが、その中におきまして、さりげなく取扱われておるところの日常の茶飯事におきましても、その子供に對していかに克己心を養うべきものであるか、人生の荒波

に對していかにして精神的に堪えていかなければならないか、また少年というものはいかに愛情に飢えたものであるか、こゝろいうようなことを非常にしみじみと教えてくれたのであります。日本の映畫におきまして、こゝろいうような子供を育てるために、ためになるような、ほんとうにさりげなくして教えていくような指導的なものが私は欲しいと思つたのであります。いずれにいたしましても、この兒童福祉法案のほんとうの趣旨というものは、いろいろな間違つた子供ができ上り、それに對しますところの更生施設も必要であります、それよりもまず第一番にそゝういつたような子供をなるべくつくらないということに、主眼がかけなければならぬと思つたのであります。そゝういう意味におきまして、ものをつくる、施設をつくるということも必要でありまして、それよりもなおそれに働くところの適當な人、人格者で子供を愛する人を求めるということが、何よりも必要となつてまゐるのであります。それには豫算の問題もありまして、目を轉じて別の角度からながめた場合には、あなたが豫算に頼らなくても、精神的な分野からでも、子供を教化することはできると思ふのであります。卑近な例を申し上げますと、驛とか盛り場とかあるいは廣場のうちには多くの不良少年や汚ない子供が出てきて食物を要求しています、ああいう子供に安つばい同情をもつて物や金銭を與えることは、これは兒童福祉の面から見まして、間違つたことであると思ふのであります。ああいうような安つばいおとなの同情

といふものは、子供をいかに誤らせるかといふことを考えたならば、私はおとなの態度というものは非常に考慮して、子供を取扱わなければならぬと思ふのであります。そういう意味においても政府におかれましては、そういう安っぽい同情が子供を誤らせることに對して御同感くださいますならば、そういう方面においても行政的にこんな安っぽい同情をしないように取締りをしていただくことも、また児童福祉の面においてなすべき最も手近な方法ではないかと考えているのでございます。もう一つこれも再三質問に繰り返されたことであります。この總則の第一條にあります「児童が心身ともに健康やかに生まれ、」云々の條文であります。が、児童が心身ともに健康やかに生まれるには、必ず結婚が前提になるののであるに、必ずしも結婚といふものに對しまして、心身ともに健康やかに生まれることを必要とするならば、これに對するところの結婚相談所の設備がこの福祉施設として新たに設けられなければならないといふことを私は希望するものであります。

もう一つ、これも再三言われたことであります。が、民生委員をすべて児童委員にすること、これは對しましては、皆さんが反對の意見をもつておられますが、私もまたそれに同感でありまして、民生委員必ずしも児童委員に適當でないものであります。そういう適當でない児童委員を背負いこんであとで苦しむよりも、この際をういつた條文に對して改正を加えていたが、民生委員の適當の者のみが児童委員になり得るといふ條文にかえるべきものだと思ふのであります。

次にはこの法案を通して全部が

ります。

を養うべきものであるか、人生の荒波

ああいような安つばいおとなの同情

ものだと考えるのであります。

それから第十六條に「児童相談所に
は、所長及び所員を置く。」とあります
が、この所長及び所員という者の人選
並びに児童に對するところのいろ／＼
の児童鑑別の技能というものが、非
常に問題になると思ふのであります。
そういう意味におきまして、この人選
に對しましては、特に慎重を期してい
ただきたいと思ふのであります。

最後に児童養護所なんかにおきまして
も許見所が附設されておりますが、そ
れは隔離したといへば言葉の上からは
隔離かもしれませんが、児童養護所の隣
りに、または同一の所に、こういう保
育所を附設するということは、結局實
質上において有名無實でありまして、
ほんとうの隔離にはならないと思ふの
でございます。その意味におきまして
児童養護所における患者の子供は、全然そ
の療養所から離れた場所において保育
するようにできたならば、その出身地
の地元において保育するような隔離し
た施設をとらなければならぬと思ふ
のであります。療養所に隣り合つて
たような施設というものは、これは弊
害あつて益なきものと私は考へてい
る次第であります。別に御答辯をお願
いしたいと思ひませんが、ただ一
つ小學校の教師が児童に對しますとこ
ろの今日の取扱ひ方、これに對して政
府においてはどういふお考えをもつて
おられるか、御答辯をお願いしたいと
思ひます。

○一松國務大臣、ただいま福田委員か
らいろいろ有益な御意見があつたので
あります。まず第一に児童に對する
いわゆる保育施設といふことに關しま
しては、肉體上の問題はもちろんであ
るが、いわゆる精神に對する教養の問

題が特に重く取上げられなければなら
ぬという御意見は、私も全然同感であ
りまして、特にそのことは、ただいま
御採用になりました児童福祉法の第一
條並びに第二條、第三條に重きをおい
てそのことを規定してあることは、御
承知の通りであります。つまり児童が
心身ともに健やかに生れるのみなら
ず、また心も、からだも最もつばに
それが育成されるようにしなければなら
ぬ。しかもそのことは國民全部が責
任をもたなければならぬ。またそれら
の施設を預かるところの國の機關、地
方公共團體等の機關も、もちろんその
考へでやらなければならぬといふこと
が、第一章の總則に規定してあります
ので、問題はこれらの運用いかんにあ
るのであります。これを運用する人
が、ただ肉體だけの健全な發育とい
ふことに重きをおいて、もし精神とい
う方面をおろそかに取扱うといふこと
があれば、それは片手落ちのやり方だ
であります。この児童福祉法の満足す
るところではないのであります。ゆえ
にあなたのおつしやつたように、どこ
までも肉體上の育成に力を入れたと同
時に、精神上の教養といふことに重き
をおいて、この児童福祉の目的を達成
するようにしなければならぬのであ
りまして、そういうことをやるため
に、いわゆる児童委員會といふような
ものがそれらの任務に十分な力をつく
さなければならぬ。この児童委員會とい
うものがいわゆる民生委員といふもの
がどういふ民生委員を兼ねておるとい
うことがどういふことであるかといふ
のであります。

を打ち込むようにしなければならぬと
いうことも、ごもつものように思ひま
すが、一體民生委員の仕事といふもの
は、御承知の通りに、最も愛護の精神
をもつてそれらのことに當らねばなら
ぬ。非常に精神方面の教養の高い、慈
愛といふ心をもつておる人がその民生
委員に選任せられるのであります。か
ら、これらの人をやはりこの児童福祉
に關する委員にするといふことも、必
ずしも不適當ではないと思ふのであり
ます。が、しかしながらもしそれらの
者が適當でないといふような場合に
おきましては、もちろんこれを取りかえ
ることは當然できるのであります。か
ら、そういうような考へをもつてお
ります。それから民生委員といふもの
に十分な仕事があるのだから、その上
に児童福祉に關する児童委員までも兼
ねさせるといふことは、力を用いるこ
とが薄くなるのではないかと、いふやう
な疑いをもつておる方もあるやうであ
ります。が、しかしながらこれは先刻申
しましたように、社會の福祉を増進す
るために、しかも仁愛の精神をもつて
仕事に従事しなければならぬといふ民
生委員の仕事と、児童福祉委員の仕事
とはほとんど同じような仕事でありま
すから、それらの點について、別に私
は民生委員を児童委員にすることは不
適當だとはだちに認めないのであり
ます。ばかりでなく、實はこの民生委員
の全部をして児童福祉委員を兼ねさせ
るといふことは、これは關係方面との
了解のもとにできた案でありまして、
特にこのことを別にわけなければなら
ぬといふやうなことは、結局その人の
仕事の運営に關する問題であります
から、その點については厚生省として

は十分に注意を拂ひまして、兩者の間
には萬支障のないようにして、そうし
てその目的を達成させるように努力いた
したい、かように考へていたのであり
ます。

それから心身のうち、特に精神上の
教養を高めるということについて、映
畫をいさしく利用してはどうかとい
う御意見は、これまでたつたお同感
であります。耳から與へること以外
に、目からそれらの精神を十分に發育
せしめ、是正せしむるということとは、
最も機宜に適した措置でありまして、
私もこの映畫を利用するといふことに
ついては、まづ同感であります。そ
れと同時に、紙芝居とかいふやうな
ものがしきりに民間にはやつておりま
して、特に子供はこういう方面に非常な
趣味をもつていふやうであります。か
ら、こういうことも今ありますやうな
ごく卑猥な、しかも低級な紙芝居と
いふやうなものをだん／＼改めていき
まして、教養に富んだ精神を涵養する
につれて最も適當な方面にもひとつわ
れわれは力を入れて、そういう兒童の
喜ぶ方面を充實させて、心身の鍛錬修
養といふことにもこれを活用いたした
い、かように考へております。また遊
戲の問題でもそうです。子供が非常に
喜びますのは御承知の通り遊戯であ
ります。この遊戯も知らず知らずの間
にいわゆる精神上の修養になるやうな方
法をとるといふことも非常によいので
あります。ちやうど私が子供のとき
に、石につまづいて倒れてけがをする
と、私が母がその石を打つて、こら、
石、貴様、不都合なやつだ、おれの子
供に傷をつけたぢやないかといふやう
なことをすると、そこでひとつ復讐心

といひますか、克己心といひますか、自
分に妨害するものに對して反撃を加
えるといふ精神が、自然子供の間から
すでに養成される。はたしてこういう
ことがよいか悪いかはこれは別問題で
あります。が、子供のときには、親、先
輩、目止の人のちよつとした一舉一動
がことごとくその子供の精神に偉大な
感化力を及ぼすのであります。か
ら、いふやうなことを利用いたしまし
て、そうして心身の完全な發育指導に
あてたい、かように考へております
が、そういうやうなことは歸するとこ
ろ、指導員がそういうやうな考へをも
つてやりさえすればこの目的を達しよ
う。そうすると問題は指導員の選擇と
いふことになるのであります。が、御承
知のことく指導員その人のいかんによ
つてよくもなり、悪くもなるのであり
ます。から、指導員の選定といふこと
については十分に注意を拂ひ、こ
ういふやうな考へを私はもつてい
るのであります。

それから第十六條の児童相談所の所
長及び所員といふことについての問題
は、これは御承知の通りに地方公共
團體の一つの役人でありまして、知事
がこれを任命することになつてい
る。ありますから、それらの人の任命にあ
たりまして、児童相談所の所長とし
ては所員として最もふさわしい、目的
を達成するに適當な人を選ぶといふ
やうなことは當然であります。ただこ
れを地方長官に任せきりでなくして、
厚生省にいたしまして、もしは相談
に、あつたか、そうしてなるだけ理想
に近いやうな人をこれらの役につか
しめる。こ
ういふやうな考へを實はもつ

これを實施したすつきましては、相
の間に生れた子供はただちに癩病であ
ら行きますして、便宜上の措置かもしれ
う言葉の意味を決めるものではない。
とではない。ただ妊娠しておるもの

薬もしくはいかなる手術によりこれ
を産胎するといふようなことにつきま
しては、これはよほど問題であるので
あがまして、そういうようなことは私
どもは考へておりません。また産見制
限といふようなものも、今現に妊娠し
ておるものを藥物により、その他の手
術によつて、これをやみからやみに葬
らうといふ意味ではないだろうと私は
思つておりますから、そういうことは
と、受胎することを防ぐために、科學
的方法によつてこれを避妊するとい
うことが、いわゆる人口問題、生活問
題といふような重要な政策に影響する
問題であることは、神原委員の御承知
の通りであります。私今日の意見で
は、法律をもつてそういうようなこと
をする必要はない。それはむしろ個人
個人の意思に任せてやるべきものであ
ると、かように考へておるのでありま
す。そこで第一條の「すべて國民は、
兒童が心身ともに健やかに生れる」と
いうことになれば、もう兒童になつた
ときの以後は構はない。兒童にならな
い以前に受胎することを防ぐというよ
うなことでありますならば、この第
一條の法文の精神と抵触することにな
いと考へておるのであります。

○神原(孝)委員 ただいまの御答辯で
私は非常に満足するものであります。
すなわちすでに受胎いたしましたもの
に對しましては、あらゆる障害を拂つ
て、すべての國民はその子供が心身と
もに健やかに生れることに努力すべき
であるといふただいまの厚生大臣の御
意見について、私は満足の意を表する
ものであります。

次に承りたいことは、第七條に、ど
うしてこの中に兒童相談所を入れてな
りませぬ。

○米澤政府委員 第七條で兒童相談所
を入れませんでしたのは、七條の福祉
施設は大體兒童を收容する施設を一應
施設としてまとめようという意味で、
相談所の方は別項で規定いたしましたの
であります。

○神原(孝)委員 それでは福祉施設と
いうことは收容するといふ意味であり
ますか。「時これを保護するようなも
のを福祉施設とは言えないのでござい
ますか。」

○米澤政府委員 ただいまの御指摘の
ような大きな意味におきましては、も
ちろん兒童相談所あるいは兒童委員も
福祉施設にはいらないと思ひます。ただ第
七條には、法律の用語例といたしまし
て、いろいろ福祉施設という字を用い
ましたために、特にこの七條ではこの
法律で福祉施設という字の範圍としま
して、これだけのものを入れたのであ
りまして、ただいま神原委員のお話の
ように、いわゆる福祉施設ということ
になりませうれば、もちろん兒童委員も
はいらないと思ひます。

○神原(孝)委員 第八條の中ほどに
「中央兒童福祉委員會は、厚生大臣の、
地方兒童福祉委員會は、都道府縣知事
の管理に屬する。」とありますが、この
管理とはどんな範圍のものでありま
すか。

○米澤政府委員 普通の委員會等にお
きまして、各主管大臣あるいは知事等
につきまして、その委員會がどの大
臣あるいはどの機關において主管さ
れるといふような場合に管理という用
語例を使つておりますので用いたので
ありますけれども、別に強い意味はあ
りませぬ。

○神原(孝)委員 第九條の中ほどに
「中央兒童福祉委員會又は地方兒童福
祉委員會の委員及び臨時委員は、三々
とありますが、この委員をお選びにな
ります場合に、どういふふうな方をお
選びになるおつもりでありますか。大
體の標準をお聞かせ願ひます。

○米澤政府委員 これは各方面の兒童
に關係する人とか、學識経験のある方
とある方とか、あるいは精神方面のみで
ありませんで、醫學方面の方々、ある
は一般の社會的に相當経験のある方と
か、各方面につきましてできるだけそ
れらの方々の御意見を十分參照して、
適當な方を推薦したいと思ひいま
す。

○小野委員 神原君に申し上げま
す、この福祉委員會の構成のことはい
ろいろ問題があるのであります。こ
の條文でいくと、役人だけで一應委員
會も構成できることになるので、それ
は不都合ではないか。だからこの際役
人側の委員と民間側から選ばれる委員
を半數なら半數ずつということをして
法律の中で規定してしまつたらいいじ
やないかという意見もありまして、こ
の點は今後の協議會で修正するときに
お打合せしたいと思ひますので、
お含みおき願ひたいと思ひます。

○神原(孝)委員 第十一條の終りの
「兒童委員は、事務吏員又は技術吏員
を以て、これに充てる。」とあります
し、それから第十六條の「所長及び所
員は、事務吏員又は技術吏員を以て、
これに充てる。」とありますが、この技
術吏員と申しますのは、どういふ技術
者を指しておりますか。

○米澤政府委員 これは主として醫師
を指しておりますのであります。ただ事務
吏員、技術吏員という字を使ひました
のは、自治法に地方の公吏の資格とい
つたしましてこれをあげておるから、そ
れによつたのであります。

○神原(孝)委員 そういたしますと、
第十五條に「兒童の資質の鑑別を行ふ」
とありますのは、その醫師にその資質
の鑑別をさせるという御意見であります
か。

○米澤政府委員 この所員の中にはも
ちろん醫師あるいはそのほかに心理學
者、教育家、兒童問題の経験家等も考
へておるのであります。それによつて
総合的な鑑別をいたしますから、醫師に
擔任させる部分もありますし、その他
ほかの者の擔任する部門もあると思ひ
ますが、總合してやつていきたいと思
ひます。

○神原(孝)委員 そういたしますと
と、技術吏員と申しますのは、心理學
者——心理學者とは限りませんが、心
理學をおもにやつた人、あるいは醫
師、あるいはそれに類する方という意
味でございませうか。

○米澤政府委員 大體技術吏員に該當
する者はそういう範圍だろうと思ひま
す。

○神原(孝)委員 兒童委員または民生
委員を、民衆の選舉による御意見はあ
りませぬでしょうか。

○一松國務大臣 選舉によるというこ
とをやつても結構ですが、選舉によつ
た場合に、必ずしもそれが兒童委員と
して適當な者であるかどうかというよ
うなことの鑑別というので容易にでき
ますまい。でございませうから、私の考
えではやはりこれは地方長官をしてや
らせる。但し地方長官が厚生省の指導
のもとにやる。またそれらの任命を受

けた人が應かつたならば、何でもでも
取替えることができるのでありますから、
そういうようにしてやれば、かえつてそ
の方がよいのではないかと。こういうよ
うに考へて、こうしておるのですか、
選舉によるということになりはする
と、ちやうど國會議員やいかなる地
方議員その他を選舉するような大した
ことになるので、そういう人で専門の
知識をもたないような人が、ただ運動
によつて選舉されるというようなこと
よりは、むしろ目的を達することが十
分になるのじやないか、こういうよう
に考へて、選舉ということをやつて
おります。

○神原(孝)委員 地方におきま
すところの實情は、民生委員の資質につ
いては、非常に悪い資質をもつた方が多
数あります。また、實際上厚生省の他
におきまして意圖せられることが實際
においては非常に障害になつておるこ
とを私はしばしば認めるのでありま
す。どうしてそういうことになるかと
申しますと、その地方におきま
すところの官僚が、ただあの人是有名だ
から、あるいはその地方の顔役だからと
いうような表面的な意味からこれを選
んで任命されるという點で、いろいろ
の障害が起つてくるのじやないかと私
どもは思ふのであります。むしろこ
れは民衆の輿論によつて、あの方こそ
ほんとうにこの民生委員としてつづ
きな人だといふような人を選舉によつて
選んだ方が、むしろその効果は多いと
私も思ふのであります。その點に
つきましてどういふようによつてござ
いませうか、もう一度厚生大臣の御意
見を承りたいと思ひます。

○一松國務大臣 現在選任されて、そ

の任務に従事しております民生委員というものは、不適當なものであるという事は私も認めます。全部の民生委員がこの民生委員令のいわゆる仁愛の精神をもつて保護監督することに従うという事に必ずしも當つていない。こゝういふようなことが往々にしてあります。ただしそれが初め任命される時に、この人は仁愛の精神をもつて保護監督の仕事には不適當であるといふことで任命したのではない。みな適當だと思つて任命したところが、やがてみると不適當であつたといふことがあるのでありますから、そういう者は何となくかえることが出来る。それはいわゆる民生委員令の規定によつて明らかであります。それが児童福祉法の十二條の規定のいわゆる児童委員にこれを充當しておるのでありますから、これは民生委員令の規定によつて何となくかえることが出来るし、またその十一條の末項の「児童委員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる」。これは公吏ですからこれを何でもかきめさせることも、轉任させることも出来るのでありますから、要は是れが適任者であるかどうかがといふことについて、常にこれを指導監督しておる立場で考察いたしますし、またそれらの考察の資料となりますのは、民間の人々からこれは不適任者であるといふことを、常に政府なり地方官憲なりにそれらの意思を十分に表明していただきまして、その關係官を指導監督していただく。これは國民が當然なし得べきことでありますから、そういう方法によれば、今あなたの仰せになるような不適任な者は何でもかきめることが出来る。またそ

うなつておることによつて、彼らをして職務に大いに熱心になつて、なるたけ取替えられるような不名誉にわたらない、ほんとうに仁愛の心をもつてやろうといふことが一層奮勵されることにならうと思つてあります。そういう建前で運営していきたいと思つてあります。ですから今御指摘になりましたような不適任な者がありますれば、どしどしそれを監督官に申告していただければ、監督官はそれを十分検討して、なるべく民衆の意思に副うように措置する。これはいわゆる國民の公僕であるといふ立場から當然のことであると思つてあります。さういふ御了承を願ひます。

○榊原(孝)委員 第二十六條の二に児童又はその保護者に訓戒を加へ、誓約書を出させること。と書いてありますが、もしこの出した誓約書に違反した場合は、どういふ處置を講ずるのでありますか。

○米澤政府委員 この誓約書に違反しました場合に、これをどう處置するかという規定は別に設けておりません。この場合においてもできるだけの児童委員を派遣いたして指導いたすとか、できるだけ強制といふことよりも、保護者と十分連絡をしてやつていききたいといふことで、かりにさういふ誓約書に違反しましたも、これをすぐ取締るとか何となくいふことは考えておりません。

○榊原(孝)委員 そうすると誓約書を出すも出さぬも同じといふことになりませんか。

○米澤政府委員 これは強制させるのではないから、結論としてさういふことになるといふ御意見も出るかもしれせんけれども、しかしこの誓約書を出

出すこと自体が本人といたしまして、これは十分責任の問題があります。これはやはりいろいろの指導連絡といふ面からいへば、強制的にこれをどうするといふやり方を避けたいと思つてあります。

○榊原(孝)委員 こういうふうな行爲をする者はすでに道徳的に見ましても非常に違反してゐると思つてあります。すが、さういふ不道徳者に誓約書を出させる。その誓約書といふものに對しては罰則もなければ何もない。ただ紙を出さしておいただけといふようなことになりますれば、結局誓約書を出すも出さぬも同じだといふふうに私は思つてあります。この點につきましては午後の協議會におきまして申し述べたいと思つてあります。

○一松國務大臣 今の誓約書が、これに違反した時分に制裁がないから、むしろ要らぬじやないかといふことは、これは私はどうかと思つてあります。それはわが國民はもうまつた誠心誠意に當るといふ考えは持合はしてないのだ、つまり國民が一遍約束したことをへとも思ふのだといふように見たからだと思つてあります。やはり一度約束したことはこれを遵守するのだ、さういふ大和民族だといふことを見ることの方がよい。一遍口で言つたことに男子二言あるべからず。これが私は正しいと思つてあります。私がもしこの約束をしたことに背いたならば、公衆の面前で笑つてくださいといふ書付を昔出したといふことを私は聞いておる。さういふふに國民の徳育といふものが向上されることを望む。でございますからなるほどあなたのおつしやるように、誓約書を出して、それに従がわなかつ

たときに制裁がないから、誓約書は要らぬじやないかといふことでなくて、やはり誓約書を出したら、君どうだ、口で出したことさへ守るのに、いawanや君は書付を出しておるじやないか。それをほかにするのはどうだといふようなことにならなければならぬ。でありますから私はさういふやり方一つ形式張つたことをさせるといふことが、さういふことをしないようにすることになるのであります。もしその効果が上らなかつたら、もうそんなものはやめてしまふのがよろしい、訓戒が効果がなかつたらもう訓戒なんかしない、初めから放たらかしていつてよいといふことはちよつと困るのであります。それはひとと午後相談會のときにもその點は、もしあなたがこの證文をほごにした場合は、公衆の面前でお笑いくださるべく候といふような昔の幕府時代の一片の書付が非常に効果があつたといふことを思い起しくださいまして、國民はそれぐらいの徳義心があつた方がよいといふふうに、仕向けてくだつた方がよいのじやないかと思つてあります。

○飯村委員 児童が心身ともに伸びに育成されるという大きな夢をもつこの法案に對しましては、私は非常な喜びをもつものであります。またこの法案がうまく實行されるかどうかといふことも、それを扱う人にかんにあるといふこともよくわかるのであります。しかし私は一つはな人であつても、なおこの法案の眞價を發揮できないようなことがあるのではないかと、このように考えますので、その點をお伺ひしたいと思つてあります。

それは五十四條の費用の點であります

すが、五十四條に、第二十二條、第二十三條の費用を期限を指定して、本人またはその扶養義務者から徴収しなければならぬとあるが、これはもちろん國庫の補助があつたその残りと思われまふけれども、しかし第二十二條におけるところの内容は、經濟的理由によつて入院助産ができないものを、助産施設に入所させる。この經濟的理由によつて入院助産を受けることができないといふのは、困却しておるが、できないのであつて、そのできない者から費用を負担させるといふことを初めからうたつてあるのはどうかと思つてあります。それが第二十三條も、保護者の勞働その他命令で定める事由によるといふことがありますが、勞働しておつてやはり出せないといふ人は、おそれくこれに金がかかるといふたならば、またこれはより以上に出さなくなるのではないかと。この二點が、保護者がよくわかつておつて、さうして自分がこれを出さなくちやならぬのだといふような氣持があればよろしいのですけれども、實際、問題のあつた場合は、金をとられるならば出さないといふことが大きく浮かひ上つてきて、結局なにかこの但書にあるようなことがあつても、市町村の民生委員等はそれに非常にかたわらをもつて、これが實際に行われなくなる、めんどろくさなつてくるといふような點を私は非常に不安に思つてあります。この點についてひとつ御意見をお伺ひしたいと思つてあります。

○一松國務大臣 今お話のようなことは、實地の面においてあり得べきことではあります。しかしそれは要するに法に精神が末端まで徹底しない結果

きでも取替えることができる。またそ
まけんけれども、しかしこの誓約書を

誓約書を出して、それに従わなかつ

それは五十四條の費用の點でありま

に法の精神が末端まで徹底しない結果

であります。それらのことを徹底させ
て、われ／＼は經濟上の理由でこうい
うような恩恵に浴することはできない
という考へをたせるのがすべ
に間違ひであつて、それらのことはい
わゆる指導員等の責任でありますか
ら、指導員等はそういう考へのないよう
にして、すべてこれらの人々はことごと
くこの恩恵に浴することができると
だといふように、徹底的にこれを理解せ
しむるように行動しなければならぬと
私は考へております。それらの點はこ
の法を運用いたします前にあつて、十
分にこれらの指導員に徹底せしむると
いう處置をとらうと考へております。
○飯村委員 おそらくその徹底はな
かなかむづかしいであらうと思つたので
あります。すでに先般來國立病院の有
料問題等につきましても、政府はたび
たび徹底といふことを言つておりま
す。そうしてあらゆる指令を發したら
し、のすゝめ、それは少しもすみ／＼
に徹底しないで、實際に國立病院の患
者たちは、その日／＼を不安のうちに
送つてゐる。またそれを實際に扱つて
いる事務の者の間にも徹底しないで、
患者との間に恩恵の融通を缺いてい
ることを聞いております。もちろ
んこの法案を實行するにあたりまし
ては、より以上に徹底を期するでありま
しうし、またその點をぜひお願いし
たいのであります。

第二に、福田委員からもお話のあり
ました療養所における児童の問題で
あります。私はこの療養所の實地を
見てきたのでありますが、實際には療
養所にある児童をあそこに隔離して
おくといふことは、先ほども申されま
したごとく、親心といふが間違つた、
ほんとうの親心でない結果をもち來す
という實際の狀態も見てゐるのであり
ます。それはもちろんあそこには垣根
をめぐらしてゐるかも知れません。あ
るいはそこに何か隔離してゐるとい
うような狀態を設けてゐるかも知れま
せんけれども、實際は児童はその母の
もとに歸つて乳を飲み、あるいは遊ん
でゐる。また母はそれを迎える。これは
教育程度の問題もありまゝです。なか
なむづかしいかと思ひますが、ああ
いう狀態においては、とうていあの兒
童を同じ苦しみの中におくことを防ぐ
ことはできないと私は考へます。それ
であの親たち自身が私たちに言つた言
葉というのは、子供はぜひどこか私た
ちの目の見えない所に一箇所に集める
か何かしてほしい。そうでなければ、
どうしても目にちかづいて、將來この
子供が病氣にかかつていくのだとい
ふことがわかつておりながら、そのま
まにしてしまふといふことを言つてお
ります。ああいう親たちの眞剣な氣持
も考へれば、私はああいう児童は初めか
ら國のどこかに隔離してしまつて育成
するといふことが眞の親心ではないか
と思ふのであります。

○一松國務大臣 今の指導の問題です
が、これが末端まで行き渡らぬとい
う例として、國立病院の例の有料の問題
をお取上げになりましたが、これはひ
とつ十分に御理解願ひたい。あれは御
承知の通り白衣の勇士が今まで海軍病
院、陸軍病院でまづ國庫の費用に
よつて無償で優待されて療養してお
つた。それが今度終戦後、國民は平等
である、特にその者だけを優待するわ
けにはいかなないといふやうな事にな
りまして、そのために、それがやはり末
端の方にまで徹底しない。いろ／＼な
事情のあつたがために徹底しなかつ
た。それが議會で問題になり、私が民
生委員等を招集して直接にそういう話
をして、それがために／＼／＼／＼今では
徹底しつゝある。こういうことであり
まして、児童福祉の問題について、兒
童委員がこの児童福祉法を運籌するこ
とに對しては何も遠慮する必要はない
のであります。これは徹底的に／＼い
う指導ができるのでありますし、あの
とき地方の末端にまで徹底に徹底し
なかつたものは少し違ふのでありま
すから、それらのこともできる限り御
期待に副うようにいたしたい。かよう
に考へておりますから、それでひとつ
御了承を願ひたい。

○飯村委員 たいだいま厚生大臣から、
白衣の勇士についてお話がありました
が、私はあのときに、その根本である
ところの昭和二十年十一月二十四日に
發せられた連合軍の指令、あの指令の解
釋が非常に狭くとられておるゆゑで
はないか。このように考へております。

あれは軍隊勤務の原因によつて勞働能
力を制限されたものは、非軍隊的原因
によつてその身體上の不具を受けたも
のと同じやうに最低限度のものを保障
されてゐる。しかるに片方の非軍隊的
の人たちは、あらゆる保障がその職
場にあります、各自受けておるのであ
ります。しかし軍隊勤務の人たちは、
國家がそれまではやつておつて、實際
にはもう／＼とやつておられない。
公務員法その他を受けておる一般の人
たちと違つて、國家がこれを見なかつ
たならば、たれも見てくれる人がない
という狀態でありますから、その人
たちを見ることは、決してあの指令に違
反してない。その意味におきまして、
私は白衣の勇士たちを國家が扱うこと
は決して優先的な扱いでないといふ
に解釋しております。この點はただ
いまの児童福祉法案とは違ひますか
ら、別な機會に譲りましてお伺ひした
と思ひます。

○一松國務大臣 つまりあれは、白衣
の勇士であるがために、御承知の通
り國家が全費用をこれに打込んでやつ
ておつた。今度は、／＼／＼／＼特權はも
つことができない。國民はすべて平等
でなければならぬといふ建前から、そ
れらの人に對して、資産がある場合で
もこれに費用を出させぬで、／＼／＼こ
う國家がこれを療養させるという意味
ではない。／＼／＼療養の費用を納め
ることのできる人々からは／＼／＼納
めさせるし、納めることのできない人
からは、それは普通のひとと同じやうに
納めさせぬでよろしい。それを納める
ことによつて他の家族に累を及ぼし
て、他の家族が生活できないやうに
なれば、／＼／＼國家はそれらの費用

を負担しなければならぬ。つまり普通一般人と同じにせよというのである。今まで國家が費用をもつておつたのを、ただちに國家が費用を全部もたぬといふのはありませんか、療養の費用を納めることができせん者は、いわゆる生活保護法の規定でこれを保護していく。こういう規定でありますから、白衣の勇士諸君は、今までわれわれはただで養われておつたのだから、今度から自分で養われるのだ、ただで療養するのだというところが誤りで、これは明らかである。但し療養費用を納め得る者からとるのだ。こういうことである。それを全部からとるもののように解釋し、もしくは納めることによつて家族の生活に困るような者からとるようには解釋したのには不徹底であつた。こういうことは、生活保護の規定で十分保護ができないものに對しては、これは何とかしなければならぬというところで厚生省としても考へておりますのみならず、今度の追加豫算の中にもそういうことが含まれて國家に請求してあるのであります。そういうようなことがこれらの人々に徹底しなかつたという憾みがある。しかるに兒童福祉法の運用については、そういうようなことはないのだから、一般的に十分に徹底するようにいたします。こういうのでありますから、間違ひのないようにひとつ御了承を願いたい。

○小野委員長 野本品吉君。

○野本委員 簡単に大臣に伺いたいのは、子供が心身ともに健やかで、又つ育つように努めることが國民全體の責任である。ほんとうにそう思います。このことを深く考え、掘り下げていつてみますと、先ほど御原委員も觸れら

れたようでありまして、日本の人口の問題、それから産兒制限あるいは産兒の調節というような問題に觸れてくると思うのであります。産兒制限、産兒調節というようなことにつきましてはあとで論議の機会があるように思いますが、これを省略いたしまして、私は人口の問題につきまして、ひとつお伺いしたいと思ひます。それは昭和十六年の二月の閣議の決定事項といたしまして、いわゆる人口政策確立要綱というものが決定されております。これによりまして、昭和二十五年までに内地人口一億というようにすることを考へ、從つて一組と申しますか、夫婦の間に五人くらい生れることを希望する。またそのために結婚の年齢を引下げるというようなことが言われておるのであります。しかしながら今や事態は條件が急激に變化いたしましたして、敗戦とともに一瞬にして狭い國土に壓縮されてしまひまして、この中に數年を出でして八千七百萬にならうとする多數の者が生きていかなければならぬ。從つて産業の方面においても、經濟の方面においても、國民生活の面におきまして、この人口の重壓を前にして、いかにこれに對處し、またこれを打開していくべきかということとは、少しく國民生活の將來、あるいは民族の將來というように思ひをいたす者のきわめて重大なる關心事ではないかと思ひます。厚生省はそれの所管内に人口問題研究所をもたれておるのでありますけれども、この人口問題研究所を通じて、必ずやこれらの問題について根本的な調査及び研究を進められておるだらうと思ひます。この調査、研究の概要及び人口政

策に對する梗概につきまして、大臣から一應の御見解を表明していただきたいと思ひます。

○一松國務大臣 たいへんむづかしい問題を課せられたわけでありまして、人口の増加、もしくは遞減ということが國家に重大なる影響のあることはいうまでもありません。ちようどドイツが世界戦争に敗れたときに、自分が人口を大いに増加してドイツ國民の數を殖やすことが、第二次世界戦争を計畫するに最も必要なことなりとして、ヒットラーはしきりに結婚を奨励し、結婚することによつて費用が要れば、ただちに國家がその結婚の費用を出すというやうなことでして、結婚を奨励し、國民の増加をはかつた。ところがフランスの方はわづらは戦さに勝つたのだ。人口があまり殖えなくて勝つたのだ。人口があまり殖えないことが國家のためによくないから制限しようといふことで、いわゆる産兒制限をやつた。そのためフランスの人々はほとんどの金階級でなければたぐさんの子供をこしらえない。大概一人か二人くらい生んだらあとは生まないやうにして人口の増加を防ぐといふことと、一面には婦人の容姿が衰えないやうにするといふことのために、人口の制限をしたことも御承知の通りであります。そこでどうなつたかといふと、いよいよ世界の形勢がおもしろくなくなつて、戦さが始まるというところになつた。ドイツはだん／＼人口が殖える。フランスは減りつゝあるといふので、フランスは驚いた、これではいかぬ。やはり産兒制限はいかぬから殖やすやうにしなければならぬといふことで、その政策を改めたといふことを、私は洋行した時分に聞いて歸つた

のであります。今の昭和十六年の二月の閣議で、わが國の人口を一億にしなければならぬといふことを決定したといふことは、私初めて聞くことでよく存じません。そのときの人口が日本は一億に足りなかつたのか、あるいは一億以上あつたから、それを一億に減ずるのか、一億に足りないから、一億に殖やすといふのであつたかは知りませんが、私の覺えているところによりまして、朝鮮の人口は二千六百萬、そのときの内地の人口が小くとも七千何百萬人はあつた。これに樺太、千島、あるいは琉球を加えれば、すでにそのときに一億以上あつたのかもしれない。ところが今日は朝鮮はすでに失ひ、千島、琉球、樺太もすでに失つたといふことがために、今八千萬といふけれども、ほんとうは七千六百萬くらいである。そこで産兒の制限も何もやらないで放つたらかしておいたら、現状はどうなるかと言へば、それは多分日本人は繁殖力の非常に強い國民だといふことを承知しておりますから殖えましよう。殖えたときにはどうするか。この小さな四つの島々の國に制限されて、今でさえも食糧難に悩んでいるときに、これ以上人口が殖えるといふことになる、その人口のはけ口はどこだといふことになる。御承知の通り、熱海の向うの方にある大島、初島といふやうなところの島々では、二百戸以上はいけぬ。四十何戸以上に殖えてはいけぬ。なぜかといへば、殖えたとその島の食糧事情が悪くなるからである。ゆえにそれらの殖えた人口は内地に送り出してしまつて、家に残つておるものは長男だけというやうなことをする。これはもちろん人口問題に

影響する。それと同じやうにわが國のやうな國土の狭い所に、八千萬が九千萬になり一億になるといふことになれば、今でさえ食糧事情で困つておるのにもつと困るのではないか。それならば、産兒制限をやつて八千萬といふのを七千萬くらいにして、日本の現在でできる食糧だけで賄ひのできるやうにするといふことが、政治上最も大切なことではないか。問題は人口問題だけでなく、ただちに政治問題に影響するやうなことでありますから、人口問題がきわめて重要であることは申すまでもありません。しかしながら私をして言わしめるならば、今八千萬といふけれども、その實は七千何百萬がほんとうでありましよう。從つてそういうときに、日本はもうこれ以上人口が殖えては困るかどうかといふことを考へてみれば、私は困らぬと思ふ。たとえば北海道の拓殖だとか、あるいは中國山脈方面の拓殖だとか、あるいは九州の宮崎方面の拓殖だとかいふやうなところに、まだ拓殖事業がずいぶんできる曠野が存在しておることを承知しております。こういう方面を拓殖して食糧の増産をはかれば、まだ私は相當數の人口が殖えても決して憂慮すべきことではないと思ふ。ただ現在の耕地面積だけでは、食糧は十分にとれましようけれども、今少しく耕地を殖やし、一面においては農業技術を大いに研磨、琢磨して狭い土地に多量の主食がとれるやうにすれば、必ずしも今のところ心配することはないのではないかと考へております。從つてすぐに産兒制限をして、日本の國力をこれ以上に薄弱ならしめることではないではないかと考へております。さればとてヒットラー、

てみますと、先ほど御原委員も述べら

す。この調査、研究の概要及び人口

を、私は進行した部分について

とでありますれば、それは実施するに

ついてであります。私の聞くところ

みたように、入口を殖やして、憲法第
九條で戦争をやめたにかかわらず、ま
た再び戦争をするというやうな野望は
もつておりませんか、そういう意味
で入口を殖やしたからという弊害は
ないじやないか。それがために食
糧事情に重大な影響をあたに及ぼす
ものでもなからうと思ひます。それな
らば國民の自分々の考えに任してお
いて決して弊害はない、かように私は
考へておるのであります。これ以上の
ことは、これは科學的研究をしなけ
ればなりません。しかしこれ以上の
ことは私は知識をもつておりませんか
ら、お答えができませんが、まずこの程
度でお許しを願ひたいと思ひます。

○野本委員 私か今質問いたしました
精神は、いろいろな條件が悪いから、た
だちに産兒制限をせよとかいうこと
なしに、そういう不安をもつておると
ころに好ましからざる産兒制限といつ
たやうなことが行われるぢやないかと
いうことを心配しておるわけでありま
す。従つて政府といたしましては、研
究機關等を十分動員活用されまして、
人口政策についての正しいあり方とい
うものを、國民に廣く深く知らせる必
要があると思ひます。そういう
う考へで質問したのであります。誤
解のないやうにお願いいたします。
次にこの福祉法を見まして、私は一
體何が子供の福祉であるかということ
を真剣に考へてみました。そこでその
子供の福祉のための施設といはしまし
て、助産施設であるとか、乳兒院の
施設であるとか、保育所、それから厚
生施設、養護施設、それから精神薄
弱兒の施設、養育施設等があげられて
おるのであります。子供の一番の

仕合せは何かと申しますと、健やかに
出生すること及び健やかに育つこと
に對しまして、決定的な條件となりま
すものは、何と申しまして合理的
な、そして十分な栄養が補給されるこ
うなことであらうと思ひます。ありま
す。これが生れる子供にとつても、生
れた子供にとつても一番の條件である
と私は今この考へております。そ
こで今各種の重要産業の方面に對しま
しては、その生産の増強のためにい
ゆる労働加配米が供給されておる。私
は子供の福祉というところ、そのことを
通して日本の將來の運命というやうな
ことを考へてみますと、妊娠婦に對し
ましては育児加配米、育つ子供に對し
ましては成長加配米といつたやうな考
え方を、もつと強く深く考へなければ
ならぬと、ように思つておるのであり
ます。このことにつきましてはすでに
いろいろ質問等もありまして、それぞ
れ御答へがあつたのであります。今
までの答へる範圍におきましては、私
どもとしてはきつめて不満足であり、
遺憾の點はなほ多いのであります。
す。そういうことを考へましたときに、
この間社會保障制度の調査會の答申事
項を見ますと、助産給付といはしまし
て現物給付及び現金給付をする。なお
兒童に對しては兒童手當を出すといふ
ことが講ぜられておるのであります。
これはどういふ内容をもつておるの
であるか、またそれに對して答申を受
けた厚生大臣はどのようなことを考
へになつておられるか、ちよつとお伺
いしたいと思います。

○一松國務大臣 社會保障の問題は、
御承知の通りに國民の幸福を増進する
といふことのために、どうしてもこれ

は將來實施しなければならぬ。實施
するに對しては、これは厚生省の仕事
である。しからば厚生大臣としてあら
かじめそういうものを調査研究をし
て、そしてその時期に備へておかな
ければならぬ。こういう意味で私、任官
後これらの調査を事務當局に命じまし
て、各方面の權威者に寄つていただい
てこれを研究してもらひ、その研究の
結果が今答申されておる通りでありま
す。この社會保障の制度を實施しよ
うといふことになりまると、少くとも
四千億圓くらいの金がかかる。そうい
うことになりまると、どうして日本
の財政の現状から見て、これがた
に實施できようとは思つておりませ
ん。しからばどういふ方面からこれに
手をつけるかといふことについて、
今私は研究しております。まずわが國
の財政状態とにらみ合わせまして、し
かもこの社會保障制度のうちで何か一
番急務を必要とするかといふ方面を調
査検討の上、それと財政とをにらみ合
わして、まずこの程度ならばよからう
といふて、あの答申のうちの可能性の
あるものから徐々にこれを實施に移し
ていこうかと考へておるのでありま
す。今いろいろ國民の福祉に關しま
する立法があることも御承知の通りで
あります。あの答申案がそのまま採
用されるということになりまると、
今國民の福祉に關する法律というもの
は大幅にこれを廢止して、そして社
會保障の線に沿つて運営していかなけ
ればならぬ。こういうことになるので
あります。今すぐに來年、再來年に
これが實施できようとは考へておりま
せん。今あなたの御質問になつたやう
なことを事務當局が答へたといふこ

とでありますれば、それは實施するに
あたつては、兒童の保護に對してこれ
だけの金が必要のだといふことの豫算
をお話したのであります。實施面か
ら今考へなければならぬといふやう
なことではなかつたかと私は考へます。
○野本委員 ただいま私のお伺いしま
したのは、社會保障制度要綱の中に答
申されておりますところの、助産給付
としての現物給付あるいは現金給付、
なお兒童手當といふ項目があげられて
おりますので、この事項は今審議され
ております兒童福祉法ときわめて深い
関連をもつておりますので、その内容
及び所見についてお伺ひしたわけので
あります。

○米澤政府委員 この案は私たちも一
二委員會で拜見いたしておるのであり
ますが、助産施設、助産の現物給付と
申しますと、結局いろいろな助産施設
の増設とかいふ問題に觸れることにな
つてくると思ひます。それから兒童手
當と申しますのは、兒童一人について
いくらの金額になりますか、これは十
五圓あるいは三十圓、それによつて非
常に数字が違つてまいります。けれど
も、この問題につきましては現在の雇
傭者の關係におきましては、いろいろ
な家族手當その他の賃金と非常に緊密
な關係がありますので、今後相當研究
されることを考へております。
○野本委員 ただいまの問題は私が申
しましたやうに、兒童福祉の問題とき
わめて深い關係をもつておりますか
ら、先ほど大臣の答へになりました可
能な事項から逐次手を染めるといふ場
合に、ぜひ十分考慮を拂つていただき
たいと思ひます。
次に兒童福祉に關する豫算の編成に

ついでであります。私の聞くところ
によると、厚生省として非常に骨を折
られた乳幼兒の健康調査の費用である
とか、虚弱兒童の收容施設の費用、それ
から乳兒院の施設費、助産施設費等が、
せつかくのお骨折にもかかわらず削
除せられておるといふことでありま
す。これは實に私もが期待してやま
なかつたものであります。か、こ
ものが削られておることが事實である
とすると、私はこの兒童福祉問題に關
する理解、認識、熱意といふものが、
まだ各方面にはなほ徹底しておらな
い結果であると思ひます。
従つてこれらの問題については、今後
大いに研究しなければならぬと思ひま
すが、ここで私はひとつ意見を申述べ、
またお考へを承つておきたいと思ひ
てあります。兒童福祉法といふ非常に
進歩的な印象を與へますところの、新
しい法律ができる。そこでこの法律の
實施の際にあたりまして、法の精神及
び内容の理解、それを通して直に兒童
の福祉問題に對しまして、國民全體の
關心を集めるやうな方策をいたしまし
て、兒童福祉運動であるとか、ある
いは兒童愛護運動であるとかいふもの
を、全國一齊にきわめて廣汎に力強く
推進することが、ほんとうに兒童福祉
法といふ新しい法律の實際的效果をあ
げ、將來兒童福祉問題に對する國民
の考へ方を一新させる上において、
きわめて有効であらうと考へておるの
であります。これらにつきまして當局
として何か構想をおもちになつておら
れるかどうか。またこの問題について
の御意見を伺ひしたいと思ひます。

○一松國務大臣 もちろんこの法案が
通過いたしますれば、今あなたのおつ

しやるように、國民にこれを徹底させなければなりません。その徹底させますには、今私の考えておりますことは、まず一大運動を展開しなければならぬ。その運動を展開する前には、言論機關の力を借りてこれを全国的に宣傳していただくことはもちろん、皆様方のお力も大いにお願いたしまして、全国的に演説會を開催する。またそれ／＼の機關をもちまして、人々の集會している所に行つては座談會を開くとか、ラジオに、あるいは映畫に、芝居に、あるいは紙芝居に、その他あらゆる方法をもつてこれを徹底して、こういうつりばな法律の制定されたこと、これを運営することによつて兒童が非常な福祉を増進することができるといふことを徹底させようという考えをもつてゐるのであります。そういうことのために豫算が四千三百萬圓というものを計上してゐるのでありますが、こういう豫算の範圍内において適當にやろうと思ひますし、いよ／＼また運営にあたりましては、なお多くの豫算を計上しなければなりません。それからい／＼今あなたが告示になつた施策について、豫算をとるべく交渉したのに削られたといふことは、はなはだどうもおもしろくないというやうな點に對しましては、これはい／＼な豫算を編成するにあたりまして、御承知の通り各方面にことごとく、重要な政策を實行するといふことのために、要るだけの費用を計算いたしますれば、とても千億圓くらいではない。何千億も要るのですから、しからばその中でどれが一番先に必要かというやうなことで、内閣の方でそれを調査研究をし、一方には關係方面との折衝を續けて、それをき

めてやつてゐるといふやうな實情でありますから、これらの點はひとつ御了承を賜りたいのであります。その數字の點につきましては政府委員から申し上げます。

○米澤政府委員 先ほど助産施設、乳兒院その他の豫算の御質問があつたのであります。この法律は附則にもあります通り、初めから大體全面的に一時に施行できないといふわけ／＼の考へでありまして、一部施行の建前で進んでおりましたので、こういういろいろな施設の實施といふことにつきましては、これはい／＼ないきさつもありまして、また地方財政との關係もありますので、これは新年度から計畫をもつて十分折衝したいと考えておるのであります。

○太田委員 時間がありませんから私二、三希望を申し述べて、答辯は要りません。第二十二條に保健上必要があるにもかかわらず、經濟的な理由でお産ができないといふやうなことがありますが、この法案は大體母子福祉法とした方がよいといふやうな御意見もあるが、私もそれに賛成でございます。そうして妊婦に對してお産させるということはよいわけですが、お産をしてから産褥熱などになつても金がなくて困るということがありますから、もうお産はお産が済んだからというのではねづけられないやうに、何か講じていただきたいと思ひます。

それから授乳中はほかの病氣をして乳が出なくなるといふことがありますから、こういう場合も何か保護をしてもらいたい。特に乳腺炎とかいふお乳の病氣など、もうお産が済んだからよいといふやうに扱わないやうに、何

かしていただきたいと思ひます。

それから最後の所で、第六十九條の例外規定ですが、なるほど現在は義務教育が十四歳で終るからといふことでありましようが、これもどんなにでも抜けられるものです。輕業師などが實際は義務教育を受けないといふことによつて罰せられるとしても、これでは抜けられるといふことになりましよう、なるべく抜け途のないやうに、もう少し何か改めていただきたいと思ひます。それだけです。

○小野委員長 午後一時半から修正その他に關しまして協議會を開くことにいたしました。暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

〔休憩後は開會に至らなかつた〕